

農事組合法人に係る所得金額の計算書 記載の手引き

《令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用》

目次

農業法人の課税・非課税判定フロー	2ページ
〈1. 農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉の記載方法	3ページ
〈1. 農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉の記載上の留意点	5ページ
〈2. 非課税分の所得金額の計算〉の記載方法	7ページ

農事組合法人の非課税について

法人事業税において、地方税法第72条の4第3項に規定する一定の農事組合法人（この手引において「農業が非課税となる法人」という。）（※1）が行う農業（※2）及び農業に付随する事業（※3）の事業税は非課税となります。

農業が非課税となる法人で、農業（非課税事業）と所得等課税事業など複数の事業を併せて行い、共通経費等の区分が困難なものがあるときは、この計算書により所得金額を計算し、確定申告書及びこれに係る修正申告書と併せて提出してください。

- （※1） 農業が非課税となる法人に該当するかは、次ページの農業法人の課税・非課税判定フローから判定してください。
- （※2） この計算書でいう「農業」とは、日本産業分類の〔大分類A－農業、林業〕の〔中分類01－農業〕の〔011－耕種農業〕をいいます。
- （※3） 「農業に付随する事業」とは、（※2）に付随すると認められる事業で、次のア及びイの要件を満たしているものをいいます。
- ア 社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること。
- イ 当該事業が（※2）の耕種農業に係る収入金額の総額の2分の1を超えないものであること（イの判定は、〈農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉により行ってください。）

【参考】

事業税の非課税の範囲

道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十三第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項各号に掲げる要件の全てを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。 【地方税法第72条の4第3項】

確定申告書（修正申告書）に添付する書類

- 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）※この計算書の提出が不要な場合も添付してください。
 - 農事組合法人に係る所得金額の計算書
 - 法人税申告書別表四の写し
 - 決算書（貸借対照表・損益計算書）※この計算書の提出が不要な場合も添付してください。
 - 雑益、雑損失等の内訳書（任意様式）
 - 欠損金額及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）※欠損金の繰越額がある場合に添付
 - 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）※分割法人のみ添付
 - 該当する所得金額の内訳書
- ※農事組合法人に係る所得金額の計算書の「土地譲渡益等⑥」欄への計上がある場合に添付

＜所得計算書の提出が必要な場合＞

- ・農業が非課税となる法人で、農業（非課税事業）と所得等課税事業など複数の事業を併せて行い、共通経費等の区分が困難なものがある場合

＜所得計算書の提出が不要な場合＞

- ・農業が非課税となる法人に該当しない場合
- ・農業が非課税となる法人で、非課税事業のみ行っている場合
- ・農業が非課税となる法人で、農業（非課税事業）と所得等課税事業など複数の事業を併せて行っているが、共通経費等の区分が困難でなく、全ての収入及び経費について区分経理されている場合

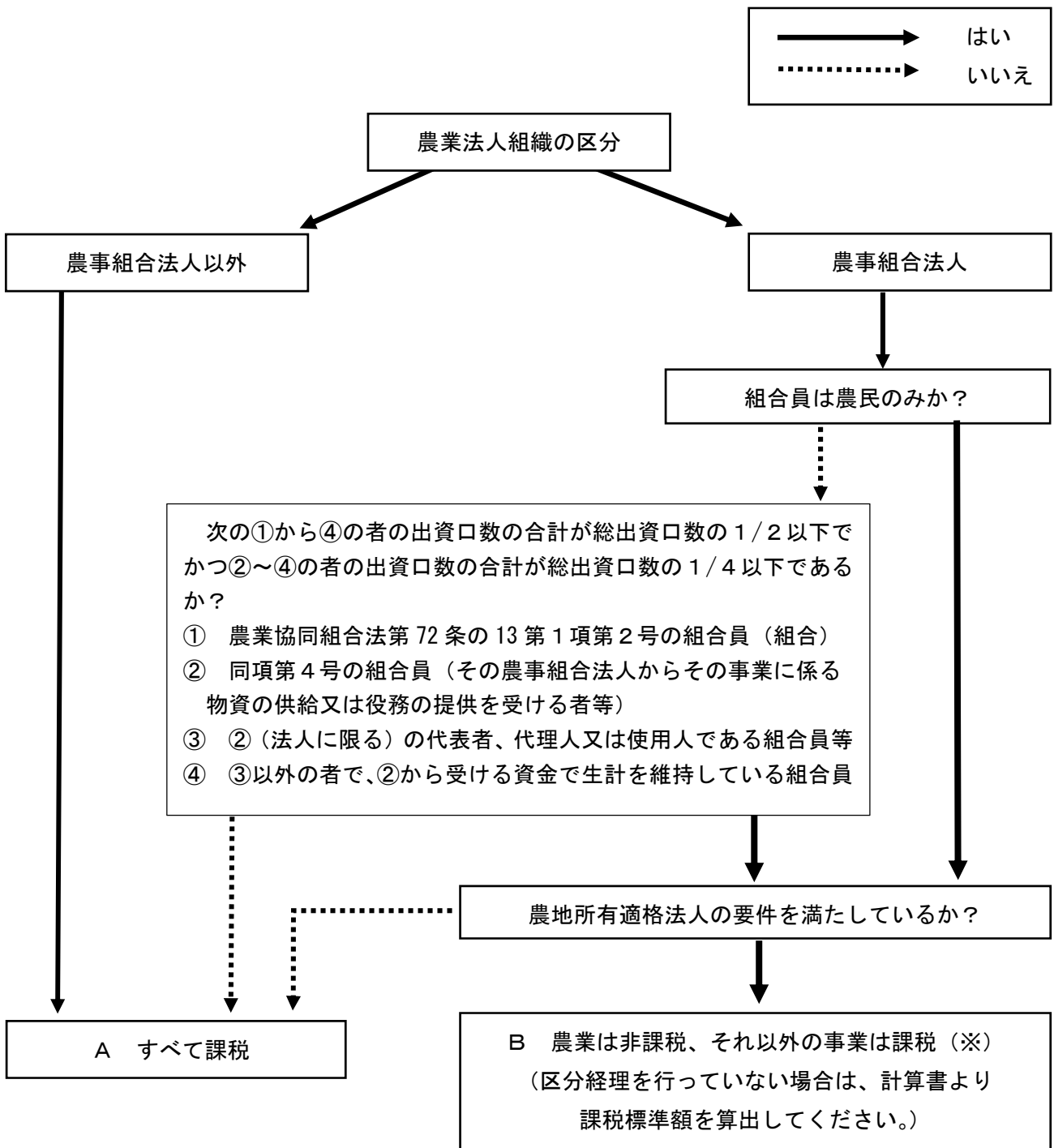
【参考】

非課税分の所得金額の計算

非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

【地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係） 第3章4の8の4】

農業法人の課税・非課税判定フロー



※ 農業以外の収入が電柱等敷地料、利子等及び配当等の収入（普通・定期預金利子や農協の配当金等、社会通念上農業に関連する額に限る）、土地譲渡益等（農業に係るものに限る）、償却資産売却益、還付加算金のみである場合は、農業のみを行う法人として非課税となります（計算書の提出は不要です）。

（注）地方税法第 72 条の 24 の 7 第 7 項第 1 号に規定する農事組合法人は、特別法人の税率が適用されます。（農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人で、その事業に従事する組合員（役員等除く）に給与等を支払っている場合は該当しません。）

〈1. 農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉の記載方法

<p>「農業部門の収入金額」欄</p>	<p>日本標準分類の〔大分類A－農業, 林業〕の〔中分類01－農業〕の〔011－耕種農業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。</p> <p>(1) 耕種（米、麦類、穀物、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額</p> <p>(2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額</p> <p>(3) 耕種の農業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金</p> <p>(4) 農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金</p> <p>※「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に該当する事業に係る収入金額は、それぞれの区分に応じ「農業に付随する事業に係る収入金額」又は「その他の収入金額」欄に記載してください。</p>
<p>「農業に付随する事業の収入金額」欄</p>	<p>自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業と認められない事業で農業に付随すると認められるものに係る収入金額を記載してください。</p> <p>(1) 穀物の脱穀、調製又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額</p> <p>(2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の、手数料や利用料等</p> <p>(3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額</p> <p>(4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工を除く）による収入金額</p> <p>(5) 農業に付随する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金</p> <p>(6) その他農業に付随すると認められるものに係る収入金額</p>
<p>「その他の収入金額」欄</p>	<p>上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。</p> <p>(その他の事業に係る売上額、施設・設備・土地利用料、電柱等敷地料、利子等及び配当等の収入のうち法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分以外の金額、償却資産売却益のうち取得価額を超えた部分の金額、還付加算金等)</p>
<p>「総計 ④」欄</p>	<p>上記の欄の合計で、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう）を記載します。</p>

※ 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4）により加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各収入科目の区分に従い、「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。収入金額のみを考慮するため、損金不算入（役員報酬、交際費、法人税等）については別表4で加算減算が生じても記載の必要はありません。

※ 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で事業ごとの収入金額の区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に付随する事業の収入金額」欄又は、「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

※ 次の場合は〈農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉（総収入金額）に含めないでください。

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	<p>(1) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入</p> <p>(2) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例 1) 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） (例 2) 償却資産の売却益 ※ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。</p> <p>(3) 従業員（役員を含みます。）（以下「従業員等」といいます。）の福利厚生としての経費にあてるため従業員等から徴収している収入 (例) 従業員等の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入</p> <p>(4) 益金の額に算入した仕入割戻額</p> <p>(5) 補助金等（法人税の所得の算定上損金算入が認められる補助金等、並びに国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関（国または地方公共団体が出資している公共法人・公益法人等に限ります。）から収入した施設整備に関する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金等）※ただし、上記「農業部門の収入金額」欄（3）に記載のある補助金を除きます。また、業務の対価として支払われる補助金は、その他収入に含めます。</p> <p>(6) 保険満期又は解約返戻金 ※ただし運用益がある場合は、その部分をその他収入に含めます。</p> <p>(7) 生命保険金又は損害保険金のうち、事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額及び圧縮損等により収益に反映しない金額（損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他収入に含まれます。）</p> <p>(8) 債務免除益</p>
益金に計上した消費税の額 ㊿	<p>還付された消費税額はその他の収入に含みません。</p> <p>㊿税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。</p>
土地譲渡益等	「土地譲渡益等㊿」欄に記載する額（下表 2. で記載のとおり）はその他の収入に含みません。

〈1. 農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉の記載上の留意点

総収入金額の区分は、この表により(A)農業収入 (B)付随事業収入 (C) その他収入 (D) その他収入に含まない (E) 別計算に区分した上で、(A)から (C)に区分されたものを別紙判定計算書の該当欄にそれぞれ収入科目ごとに記載してください。(注書きにより例外がありますのでご注意ください。)

なお、(D)欄「その他の収入に含まない」及び (E) 欄「別計算」に区分されたものは、総収入に含めないため別紙上段判定計算書に記載不要です。

また、記載されていない収入科目については、この一覧表に準じて計上してください。

	収入科目	農業収入金額 (A)	付随事業 収入金額 (B)	その他 収入金額 (C)	その他収入に 含めない (D)※判定計算 書記載不要	別計算 (E)※判定計算 書記載不要
1	米作売上	○				
2	米作以外の 穀作農業売上	○				
3	野菜作売上	○				
4	果樹作売上	○				
5	花き作売上	○				
6	その他耕種農業 売上	○				
7	畜産農業売上			○		
8	耕種農業に係る 補助金、交付金 等	○ (注1)		○ (注1)		
9	建物、設備等取 得に係る補助金 等			○ (注2)	○ (注2)	
10	農業共済金	○ (農産物減収補填 分)		○ (注3)		
11	農作業受託料		○			
12	製造、加工販売 売上		○ (注4)	○ (注4)		
13	施設、設備、土 地利用料			○		
14	受取利息、配当 金			○		
15	満期保険金・ 解約返戻金			○ 運用益部分のみ	○	
16	保険等の配当金			○		
17	生命保険金 損害保険金			○ (注5)	○ (注6) 支払相当額と相殺さ れたもの又は圧縮損 等により収益反映し ないもの	
18	償却資産売却益			○ 取得価額を超える 部分のみ	○	
19	土地譲渡益等					○ (注7)

20	有価証券売却益					○ (注8)
21	その他事業に係る所得			○ (軽微なもの)		○ (注8)
22	各種引当金・準備金の繰戻額				○	
23	租税還付金				○	
24	還付加算金			○		
25	消費税				○ (注8)	
25	債務免除益				○	
26	現金過不足				○	

(注1) 耕種の事業に直接関連して交付される減収補填、作付に対する交付金、大口利用者奨励金等は「農業収入金額」に、その他の交付金等は「その他収入金額」に含みます。

(注2) 国又は地方公共団体（これらに準ずる公益法人等の公的機関を含む）から収入した、施設整備に対する補助金・雇用調整助成金・借入れに対する助成金等が該当します。ただし、補助の目的のために支出した金額を超える部分は「その他収入」に含みます。

(注3) 減収補填を目的として支払いを受ける共済金以外は「その他収入金額」に含みます。

(注4) 自家栽培の原材料のみを使用して製造、加工を行っている場合は「付帯事業収入金額」に含みます。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造、加工活動に専従の常用労働者を使用するときは「その他収入金額」に含みます。また、別途店舗を構えて販売する場合、原材料を他から購入し製造、加工する場合は「その他収入金額」に含みます。

(注5) 滅失した資産の取得価格を上回る金額、修理費用の実費を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金は「その他収入」に含みます。

(注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、賠償保険金等の内、事故当事者又はその親族へ支払った金額をいい、「圧縮損等により反映しないもの」とは、法人税法上損金算入が認められる収入金額をいいます。

(注7) 所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損がある場合は、土地の譲渡に係る経費を控除した後の譲渡所得金額を記載します。なお、土地の譲渡益等について、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の特例）の規定により損金の額に算入された金額があるときは、当該損金の額に算入された金額に相当する額を土地の譲渡益から控除してください。また、土地の譲渡費用には、譲渡した資産の維持管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子等の費用は含みません。

なお、土地譲渡益等は、別紙下段の「非課税の所得金額計算書」の⑨欄に記載し総所得から除いてください。ただし、農業に係る土地譲渡益は非課税であるため計算書⑨に記載する必要はありません。

(注8) 土地譲渡益と同様に、別紙下段の「非課税の所得金額計算書」の⑨欄に記載し総所得から除いてください。

※この表は一般的な項目について記載したものであり、記載されていない収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

〈2. 非課税分の所得金額の計算〉の記載方法

この計算書は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に、非課税分の所得金額を計算するために記載してください。

「総所得⑧」欄	<p>「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号別表5。以下「第6号様式別表5」という。）の「再仮計⑱」欄の金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付して記載してください。</p>
「土地譲渡益等⑨」欄	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次により「土地譲渡益等⑨」の欄の金額を算定してください。</p> <p>土地譲渡益等⑨＝ 土地の譲渡収入 －（取得費及び譲渡費用）</p> <p>また、有価証券売却損益、営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の農業とは無関係の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。</p>
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額⑩	<p>農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額がある場合、法人税法施行規則別表4(47)欄の金額を記載してください。</p>
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額⑪	<p>農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合、法人税法施行規則別表4(48)欄の金額を記載してください。</p>
「課税標準の基礎となる総所得等（⑧－⑨－⑩－⑪）⑫」欄	<p>⑧の欄の金額から、⑨から⑪の欄の金額を減算した金額を記載してください。</p>
「非課税分の収入金額（付随事業が課税の場合①）（付随事業が非課税の場合①＋②）⑬」欄	<p>次の（1）の額又は（1）及び（2）の収入金額の合計額を記載してください。</p> <p>（1）「農業部門の収入金額①」欄の収入金額</p> <p>（2）＜農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書＞において「農業に付随する事業の収入金額②」欄が非課税と判定された場合は、その収入金額</p>
「総収入金額⑭」欄	<p>④の欄の金額を記載してください。</p>
「非課税分の所得金額等（⑫×⑬／⑭）⑮」欄	<p>⑫の欄の金額に⑬の欄の金額を乗じた金額を⑭の欄の金額で除した金額を記載してください。</p> <p>なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）た額を記載してください。</p> <p>また、⑮の欄の金額は、第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得⑳」欄に転記してください。</p>